

福島県コインオペレーションクリーニング 営業施設の衛生措置等指導要綱

第1 目 的

この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

第2 定 義

- 1 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として、病院、寄宿舍等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- 2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- 3 この要綱において、「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

第3 営業施設の開設届及び確認等

- 1 営業施設を開設しようとする者（以下「開設者」という。）は、あらかじめコインオペレーションクリーニング営業施設開設届（以下「開設届」という。）（様式1）を当該営業施設の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出するものとする。

なお、営業者の変更（相続、合併又は分割によるものを除く。）に伴う開設届については、変更前と変更後の施設設備の変更が無い場合は、様式1中の「7 施設の概要」の記入及び備考中の書類の添付を省略することができるものとする。
- 2 保健所長は、第1項の規定による届出書を受理したときは、当該施設が本要綱の構造設備基準等に適合しているかどうかを調査し、適合していると認めたときは、確認済証（様式2）を開設者に交付するものとする。
- 3 開設者は、前項の規定による確認済証の交付を受けたときは、営業施設の見易い場所に開設者の氏名及び連絡先、営業所の名称及び所在地並びに保健所の確認年月日を明記した書面等について掲示するものとする。
- 4 営業者は、届出事項に変更があったとき、または営業施設を廃止したときは、すみやかにコインオペレーションクリーニング営業施設変更届（様式3）または、コインオペレーションクリーニング営業施設廃止届（様式4）を保健所長に提出するものとする。
- 5 営業者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは

合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、コインオペレーション営業施設営業者地位承継届（様式5）を保健所長に提出するものとする。

第4 構造設備等

営業施設の構造設備等は、次に掲げる各事項に適合するものとする。

- 1 施設は、隔壁等により外部と区別され、かつ、外部から容易に見通すことができる構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- 2 施設の床面積は、利用者の作業等に支障のない次の広さを有していることが望ましいこと。

洗濯機または乾燥機の合計数が2台までは8平方メートル以上とし、洗濯機または乾燥機1台を増すごとに1.2平方メートル以上を加算すること。

ただし、洗濯機及び乾燥機が上下1組になっているものについては1台とみなしてよいこと。

- 3 施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- 5 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、床面の排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- 6 施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- 7 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 8 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設は、次によること。

- (1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
- (2) 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
- (3) 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えること。

この場合、周辺環境に及ぼす排気の影響についても十分配慮されているものであること。

- 9 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- 10 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- 11 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。

第5 管 理

営業者は、次に定めるところにより、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 1 衛生管理責任者等の選任

- (1) 施設及び設備を衛生的に管理するため、各施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- (2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
- (3) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、第6の1及び2に掲げる事項に関し、適切な指導助言を行うこと。
- (4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。

2 講ずべき措置

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設、又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。
- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
この場合、各作業面の照度は、300ルクス以上であることが望ましいこと。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。
この場合、二酸化炭素（炭酸ガス）濃度が1,000ppm以下で、かつ、一酸化炭素が10ppm以下であることが望ましいこと。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい。）。
- (12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。
- (13) 受水槽を設置している場合は、1年に1回以上清掃すること。
- (14) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講じること。
ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
イ 溶剤の清浄化のために設置されているフィルター等は、反復使用することによ

り、溶剤中に溶出又は分散した汚れ等を吸着し、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に収め、適正に処理すること。

エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。

特に、洗濯機の出入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。

オ 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。

第6 利用方法等の周知

営業者は、営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示して利用者に周知させるよう努めるものとする。

1 利用上必要な事項

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣料等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあたっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。

2 施設及び設備の汚損防止に関する事項

- (1) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。
- (2) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (3) 伝染性の疾病にり患した者又はこれに接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。
- (4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。)
- (5) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。

第7 立入調査等

- 1 保健所長は、必要があると認めたときは、関係職員を営業施設に立ち入らせ、この要綱に定める事項の遵守状況を調査させるものとする。
- 2 保健所長は、営業施設が開設後この要綱に定める事項に適合していないと認めたときは、当該営業施設の営業者に対し、当該営業施設の改善その他必要な指導を行うものとする。

第8 施行期日及び経過措置

- 1 この要綱は、昭和58年10月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に営業施設を開設している営業者は、この要綱の施行の日から昭和58年12月31日までの間に、第3項第1項に規定する開設届を保健所長に提出するものとする。

附 則 （平成11年3月15日 11生第138号）
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年3月12日 15健第5728号）
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年10月15日 26健第4728号）
この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

附 則 （平成27年3月20日 26健第8687号）
この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

(様式1)

年 月 日

保健所長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては所在地・名称及び
代表者氏名 〕

コインオペレーションクリーニング営業施設開設届

下記のとおりコインオペレーションクリーニング営業施設を開設したいので、お届けします。

記

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

3 営 業 者 住 所

氏 名

電 話

4 衛生管理 住 所

責 任 者 氏 名

電 話

配 置 (1) 常 駐 (2) 非常駐 (店舗との距離 m)

5 有機溶剤 住 所

管理責任者 氏 名

配 置 (1) 常 駐 (2) 非常駐 (店舗との距離 m)

資 格 (1) 有 (2) 無

6 開設予定年月日

年 月 日

7 施設の概要

店	舗	(1) 独立している (2) 他施設に併設 ()			
規	模	ランドリー用洗濯機	ドライ用洗濯機	乾燥機	
		台	台	台	
面	積	平方メートル			
構造設備	照	明	灯	灯	
			W	W	
			ヶ	ヶ	
	換	気	(1) 自然換気 (2) 機械換気		
			乾燥機・給湯設備の排気 (ア) 直接戸外排出 (イ) 室内排気		
	床・腰張		(1) 床	(2) 腰張	
			コンクリート・その他 ()	コンクリート・その他 ()	
	使用水	(1) 水道水 (2) 井戸等			
	乾燥機熱源	(1) ガス式 (2) 石油式 (3) 電気式			
	給湯設備	(1) 有 (ガス式・石油式・電気式) (2) 無			
	手洗設備	(1) 有 (2) 無			
	消毒設備	(1) 有 (使用薬品) (2) 無			
	廃棄物容器	(1) 有 (2) 無			
	食品自販機他	(1) 有 (種類) (2) 無			
	便所	(1) 有 (水洗式・汲取式) (2) 無			
	ドライクリーニング用洗濯機		使用溶剤名 ()		
		溶剤回収 (1) 冷却回収装置	(2) その他の回収装置		
		換気・排気 (1) 全体換気装置	(2) 局所排気装置		
掲示	利用法	(1) 有 (2) 無			
	汚染防止	(1) 有 (2) 無			
	連絡先	(1) 有 (2) 無			

備考 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 構造設備を明らかにした平面図 (縮尺・方位・洗濯機、乾燥機、手洗い、給湯設備等を明示したもの)
- (2) 洗濯機、乾燥機を上下2段式に配置した場合は立面図 (縮尺・寸法等を明示したもの)
- (3) 見取図 (設置場所を中心に半径 100 メートル以内のもの)

(様式2)

コインオペレーションクリーニング営業施設検査確認済証

第 号

届出者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称 〕

年 月 付けで届出のあった下記の施設は、福島県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱に規定する構造設備基準等に適合していることを確認します。

年 月 日

福島県 保健所長 氏 名 印

記

営業施設の名称

営業施設の所在地

営業者の氏名（法人にあつては名称）

(様式3)

年 月 日

保健所長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては所在地・名称及び
代表者氏名 〕

コインオペレーションクリーニング営業施設届出事項変更届

下記のとおり、コインオペレーションクリーニング営業施設開設届出事項に変更を生じたので、届け出ます。

記

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

3 変 更 事 項

(1) 変 更 前

(2) 変 更 後

4 変 更 の 理 由

5 変 更 年 月 日

備考 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 営業施設の構造設備に係る事項に変更を生じたときは、変更のあった部分を朱書で明らかにした図面。

(様式4)

年 月 日

保健所長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては所在地・名称及び
代表者氏名 〕

コインオペレーションクリーニング営業施設廃止届

下記のとおり、コインオペレーションクリーニング営業施設を廃止したので、届け出ます。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 廃 止 の 理 由
- 4 廃 止 年 月 日

(様式5)

年 月 日

保健所長

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては所在地・名称及び
代表者氏名 〕

コインオペレーションクリーニング営業施設営業者地位承継届

下記のとおりコインオペレーションクリーニング営業施設の営業者の地位を承継したので、お届けします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 承 継 年 月 日
- 4 承継前の営業者の住所及び氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 5 承継後の営業者の住所及び氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 6 承 継 の 理 由
- 7 衛生管理責任者に変更がある場合は、その住所、氏名、電話番号及び常駐・非常駐の別(非常駐の場合は、店舗との距離)
- 8 有機溶剤管理責任者に変更がある場合は、その住所、氏名、常駐・非常駐の別(非常駐の場合は、店舗との距離)及び資格の有無